

# 障害者の範囲 (参考資料)

【備考】本資料について

- 保護司を対象に、羽曳野市人権啓発推進協議会が配布した「障がい者」に関する資料（厚労省作成）です。
- 少年院や刑務所の収容者には「障がい者」が相当数含まれていることから、保護司の「障がい者」に対する理解を深めるために配布されました。

## 「障害者(児)」の定義に関する規定の状況

### 障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

### 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

## 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

(身体障害者)

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表(※)に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

※別表に定められている障害の種類

- ①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

(定義)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

## 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)

※「知的障害者」の定義規定はない。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)と相まつて、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

## 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(定義)

第四条 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

## 障害者の権利に関する条約(仮訳文)抄

第一条 目的(抄)

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であつて、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。